

日本とオレゴン州の運転免許試験の一部相互免除について

2022/11/1
在ポートランド領事事務所

2022年11月1日、日本国政府とオレゴン州との間で運転免許試験の一部の相互免除に係る協力覚書が署名されました。これにより、

- 日本の有効な運転免許証(又は有効期間経過後1年以内の運転免許証)を保有している方が、オレゴン州の運転免許証を申請する場合
- オレゴン州の有効な運転免許証を保有している方が、日本の運転免許証を申請する場合

には、各運転免許当局がそれぞれの法令に従い、学科及び技能の試験を免除することとなりました(注:申請に必要な書類の提出、視力検査、申請手数料の納付等は免除になりません)。

本運用は、2022年11月1日申請分から開始されます。

本件に関する留意事項等は以下のとおりです。

1. オレゴン州の運転免許証を取得する場合

(1) オレゴン州の運転免許証を取得する場合に必要な書類・手続等については、オレゴン州運転者・自動車サービス事務所(以下、DMVという。)のオンラインサービス

[DMV2U Online Service Center](#)



を参照の上、不明な点がある場合にはDMVに直接お問い合わせください。

(2) 運転免許試験の一部免除は、オレゴン州の法令に従い、18歳以上の方がクラスC(非商用)の運転免許を申請する場合に適用となります。また自動二輪免許は、自動車免許と併せて取得している方のみ適用となります。

(3) 申請にあたっては、DMVが求める申請書類と併せて日本の運転免許証の提出が必要となります。

なお、オレゴン州法により、オレゴン州の運転免許証交付は日本の運転免許証と引き替えに行われ、提出した日本の運転免許証は原則として申請者には返却されず、後日、当事務所に送付されることになっています。オレゴン州当局から当事務所に日本の運転免許証が送付された場合は、当事務所においてその名義人にお引き渡ししますので、

[「領事事務所に送付された日本の運転免許証の受領方法」](#)



を参照の上、受領手続をしてください。

(4) 学科試験及び技能のデモンストレーションは免除されますが、オレゴン州の法令・交通ルールを理解した上で安全運転を心がけてください。DMVが発行している

[ドライバーマニュアル](#)

も確認してください。



2. 日本の運転免許証を取得する場合

(1) オレゴン州の有効な運転免許証を提出することで、知識及び技能の確認の免除を受けることができます。その対象は、日本の法令に従い、オレゴン州の運転免許証(クラスC)に相当する種類の第一種運転免許に限ります。提出書類、手数料、受付時間などの詳細は、事前に、申請先の都道府県運転免許試験場または運転免許センターにお問い合わせください。

参考までに、東京都における手続は以下のリンク先からお調べいただけます。

[「外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには」](#)(警視庁)



(2) 日本の法令に従い、運転免許試験の一部免除は、外国の運転免許証を取得した後、その国に通算して3か月以上滞在していた方が対象となります。このため、出入国記録のあるパスポート等、運転免許取得国での滞在期間を証明する資料が必要となります。

(3) 免許証の申請にあたっては、オレゴン州の運転免許証の提示と併せ、その運転免許証の日本語翻訳文が必要になります。なお、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)においても、日本語翻訳文作成サービスを行っています(有料、会員以外でも可)。詳しくは以下のリンク先をご参照ください。

[「外国運転免許証の日本語翻訳文について」](#)(JAF)



(4) 知識及び技能の確認は免除されますが、日本の法令・交通ルールを理解した上で安全運転を心がけてください。JAFが

[「外国語版「交通の教則」](#)

を発行していますのでご参照ください。

